

# 秋田市電子入札システム運用基準

## (建設工事およびそれに係る業務委託)

### 1. 趣旨

この運用基準は、秋田市（秋田市上下水道局を含む。以下同じ。）が発注する建設工事及びそれに係る業務委託において秋田市財務規則第112条の2に規定する電子入札の方法について必要な事項を定めるものです。

なお、本運用基準に定めのない事項については、従来通りの規程によるものとします。

### 2. 利用にあたって

#### (1) 電子証明書（認証CD）について

本システムを利用するには、入札参加者の電子証明書がシステムに登録されている必要があります。

この電子証明書は、秋田市の契約において契約の相手方となる者ごとに取得する必要があります。（支店・営業所が契約の相手方として本社から委任されている場合は、その支店・営業所ごとに取得してください。）

#### (2) 電子認証局について

本システムでの電子証明書は、秋田市が発行したものを使用してください。

#### (3) 認証CDの管理について

認証CDの交付を受けた者は自己の責任の下に認証CDを厳正に管理し、他人にこれを開示したり、使用させたりしてはいけません。

#### (4) 建設工事共同企業体（JV）の取り扱いについて

共同企業体として秋田市に業者登録を行った後に、秋田市が貸出す共同企業体の電子証明書（以下「貸出CD」という。）を借受け、電子入札を行います。

貸出CDは、指名日から入札書締切日の翌々日まで貸出します。

貸出CDの管理については2の（3）によるものとし、紛失・毀損の場合は、認証CDの販売価格と同額を負担していただきます。

#### (5) 本システムのID等について

本システムへの参加や入札に関する情報を取得する場合には、業者IDとパスワードが必要になります。

業者IDおよびパスワードは、業者登録後に秋田市から通知されます。

なお、紛失した場合は、書面により本人を確認したうえで、再交付するものとします。

### 3. 入札案件のお知らせ

#### (1) 案件について

全ての入札案件（建設共同企業体（JV）案件を除く）は、本システムで案内します。電子入札・紙による入札かは、本システムの中に表示します。

#### (2) 登録事項の変更について

登録した案件に錯誤があり入札手続きを継続できない場合は、その案件を中止し、再度公告等を行います。

なお、軽微な変更の場合は、秋田市ホームページ等で変更のあった旨をお知らせしま

す。

#### 4. システム障害時の対応

##### (1) 本システム側の障害の場合

入札システム用サーバー、ネットワークなどに障害が発生した場合は、入開札の延期、紙入札への移行等必要な処置を講じます。その場合は、秋田市ホームページ等で入札参加者に連絡します。

また、天災、広域的な停電、通信事業者の原因によるネットワーク障害、その他やむを得ない事情により複数の入札参加者が電子入札による入開札に参加できないことが判明した場合も同様とします。

##### (2) 応札者側の障害の場合

応札者のネットワーク、パソコンの障害により入開札に参加できない場合は、秋田市契約課で設置する端末機を使用してください。これらの障害等を想定し、予め時間に余裕を持った入札書の送信をお願いします。

また、認証CDの毀損による場合は、6の(3)によるものとします。

#### 5. ウィルス対策について

入札参加者は、コンピュータウィルスに感染しないようウィルス対策用のアプリケーションを導入するなどの対策をしなければなりません。

ウィルス対策用のアプリケーションは、常に最新のパターンファイルを適用し、ウィルス感染チェックを行ってください。

入札参加者から提出された関係書類等がウィルスに感染していることが判明した場合は、秋田市は直ちに作業を中止し、当該関係書類等を提出した入札参加業者に対応を指示します。

#### 6. 入札書等の提出について

##### (1) 入札参加申込書の提出

要件付一般競争入札への入札参加申請は、定められた受付締切日時までに本システムを利用し入札参加申込書を送信してください。

公募型指名競争入札への入札参加申請に必要な書類のうち、入札参加申込書については、定められた受付締切日時までに本システムを利用し申請書類を送信してください。

##### (2) 入札書の提出

電子入札案件における入札書の提出は、本システムでの提出となります。紙による入札書の提出は認めません。

##### (3) 入札時の見積内訳明細書の提出

設計金額3千万円以上の建設工事の入札参加者は、入札書の提出時に本システムを利用し、見積内訳明細書を送信してください。

##### (4) 認証CDが破損等で使用不可となった場合の対応

認証CDが破損等で使用不可となった場合は、入札参加申込書・入札書送付期限の2時間前までに契約課に当該認証CDを持参のうえ、申し出てください。契約課の予備の認証CDを使って入札書等を送信することが出来るよう手続きを行います。

##### (5) 重複送信について

ネットワークなどの障害により、入札書を重複して送信した場合は、最初に本システ

ムに到着したものを有効とします。

## 7. 開札について

### (1) 開札日等の設定

入札書の提出を本システムで行う場合の開札日は、原則として入札書送付期限の翌日とします。ただし、入札書送付期限が休日の前日の場合は、休日の翌日とします。

### (2) 開札方法

開札は、事前に設定した開札予定日時に行います。

### (3) 開札時の立会い

電子入札の開札が適正に行われていることを確認するため、2業者を立会人とします。その2業者は、秋田市内の業者を順に指名し依頼します。立会の業者は、当日の最低制限価格の率を抽選します。

### (4) くじの実施

落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合は、原則として、電子くじを実施します。くじ引きの辞退はできません。

### (5) 開札の延期

談合情報等で開札を延期する場合は、入札書を提出している参加者全員に、電子メール等により、開札を延期する旨と変更後の開札予定日時を通知します。

### (6) 開札の中止

談合情報等により開札を中止する場合は、入札書を開封せずに、入札書を提出している参加者全員に、電子メール等で開札を中止する旨を通知します。

### (7) 入札書未提出等の扱い

指名競争入札において、入札書提出の締切日時までに入札書が本システムに未到着の参加者は辞退したものと見なします。

### (8) 締切時刻について

参加申込書や入札書の締切時刻は、本システムで使用している時刻によるものとします。

### (9) 入札書提出後の辞退、無効処理等

一度提出した入札書の撤回、訂正等はできません。

ただし、本システムで入札書を提出した後、その開札までの間に入札参加者が入札辞退届（書面）により辞退を申し入れてきた場合には、これを認めるものとします。

当該業者の入札書の無効処理は、発注者の権限で行います。

開札処理後の辞退は理由の如何にかかわらず一切認められません。

### (10) 落札の通知

落札の通知は、本システムで行います。

### (11) 開札時の見積内訳明細書の提出について

見積内訳明細書の提出を必要とする入札案件については、開札日に指定しますので、開札日の翌日の午後5時までに書面により契約課に提出してください。

落札保留となっている場合も、同様とします。

## 8. 年度途中の格付け変更について

経営事項審査の結果を毎年出していただくことで、前月と当月の格付けが変わる場合

があります。格付けの変更があったときは、次の取扱いとします。

(1) 要件付一般競争入札・公募型指名競争入札

参加できる案件は、当該案件の「お知らせ日時」の格付けによるものとします。

(2) 指名競争入札

指名の対象業者は、指名日の格付けによります。

附 則

この運用基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この運用基準は、平成23年4月1日から施行する。